固定資産評価審査委員会は，市長から独立して設置された中立的な第三者機関です。
市民・市税納税義務者・学識経験者から，市議会の同意を得て選任した5人の委員で構成されています。

審査申出人

申出書の提出

台帳登録の公示の日から納税通知書を受け取った日後3ヶ月以内です。

反論書の提出

弁明書に対し反論がある場合に提出します。

※弁明書・反論書の提出は，争点が明らかになったと委員会が判断するまで繰り返し行って頂きます。

固定資産評価審査委員会

形式審査

期限，内容等の確認を行います。
補正のお願いをする場合があります。

実質審査

必要な資料の提出をお願いする場合があります。

【書面審理】
申出書・市長の弁明書・申出人の反論書等双方からの書面・資料を基に審理します。

【口頭による意見陳述】
申出書で希望していた場合，口頭で意見を述べることができます。

【口頭審理】
委員会が必要と認めた場合，申出人，市長，評価員等の出席を求めて口頭審理を行います。

【実地調査】
必要により実地調査を行います。

市長（評価庁）

弁明書の提出

申出に対し評価根拠や手順等を弁明書で説明します。

審査の決定

全部又は一部認容
却下・棄却

原則として，申出を受けた日から30日以内に決定されます。文書により通知されます。
不服がある場合は，決定があったことを知った日から6ヶ月以内に，決定の取消訴訟を提起することができます。